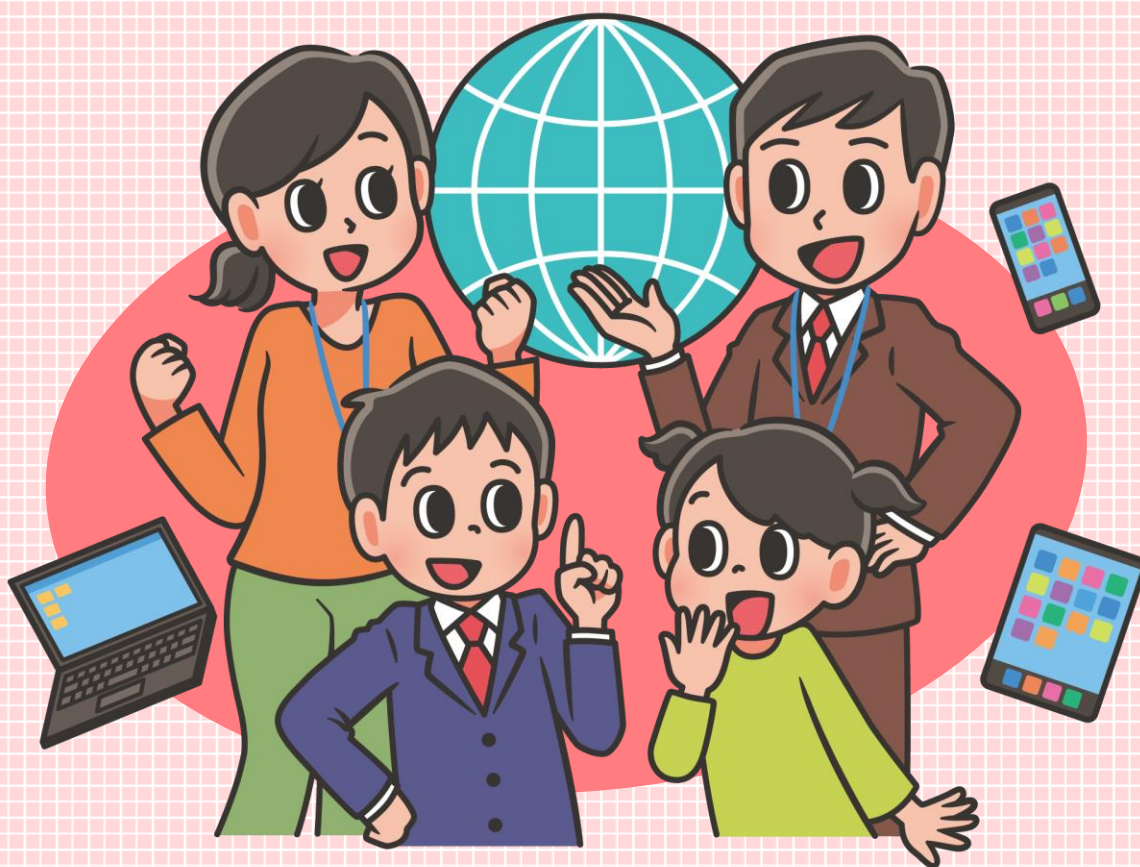


情報モラルサポートブック

～日常的なICT活用と、子ども主体の学びを目指す情報モラル教育の推進～



横浜市教育委員会

はじめに

GIGAスクール構想ⁱにより、学校教育のインターネット環境が一変しました。児童生徒が一人1台の端末を手にし、クラウドサービスを活用した学習が可能となりました。さまざまな事情で登校できない児童生徒も、オンラインで授業に参加するといったことも可能になっています。こうしたICTの進展は、これからの学校教育を大きく変化させ、さまざまな課題を解決し、教育の質を向上させることが期待されています。

児童生徒一人ひとりが端末をもち、いつでもネットにつながる環境は、メリットがある一方で、ネットトラブルの増加への心配や、ネット依存の問題も指摘されています。これまでのように、学校や大人が一概に規制をかけたり、逐一監視したりすることで解決する問題ではありません。そこで重要となるのが情報モラル教育です。

平成29年に公示された学習指導要領では、**情報活用能力ⁱⁱ**が、「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられました。情報活用能力の育成は、情報教育の目標ⁱⁱⁱである「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度^{iv}」の3つの観点で示されています。とりわけ、**情報モラル**は「**情報社会に参画する態度^{iv}**」の中で言及されています。

令和3年1月中央教育審議会「**令和の日本型学校教育**」の構築を目指して（答申）^vには、「急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。」とされています。

情報モラル教育においても、「令和の日本型学校教育」で求められるような、新たな考え方を取り入れた取組が重要と考えます。今回、新しい考え方の一つとして、「**デジタル・シティズンシップ^{vi}**」を紹介しています。

各学校においては、ICTの活用推進とともに、未来を担う児童生徒一人ひとりが、安心して主体的な学びを進めていけるよう、この「**情報モラルサポートブック**」を活用しながら、情報モラル教育の充実が図られることを切に望みます。

横浜市教育委員会

情報モラル サポートブック策定に寄せて

私たちを取り巻く情報通信技術に関する環境は劇的に変化してきました。そのことによって、私たちの生活が便利になった反面、様々なリスクが表面化してきたことも事実です。ネットによるいじめや不適切なサイトへのアクセス、長時間使用による健康被害、ネット犯罪といったことは以前から問題視されており、各学校においても情報モラル教育が行われてきました。しかしそれらは、どちらかといえば制限や禁止によって行われることが多かったのではないのでしょうか。「こんなことをすると危険な目にあうぞ」といった文脈で、テクノロジーのマイナス面を強調することで、被害や犯罪などのリスクを防ぐ方向での情報モラル教育が行われることが少なくありませんでした。

一方、ここ最近のデジタルテクノロジーの進化に伴い社会の仕組みも変化し、デジタルサービスやデジタルインフォメーションの重要性はますます高まっています。特にインターネットへのアクセスは単なる手段としてではなく、市民が積極的に民主主義社会に参加するための基盤としてみなされるようになってきています。

また、こうした社会の変化に伴い、子どもも大人もデジタルスキルを獲得することが必須の条件となってきました。様々な情報にアクセスすることが可能となり、個別最適な学びを実現させ、創造的な表現活動も促進するようになるからです。また、そのためには、情報に対する評価や判断に関するスキルがさらに重視されるようになります。自分たちで情報を吟味していくための批判的思考力や、得られた情報を元にして新しい価値を生み出していくための創造力が求められているのです。

こうした動きに伴い、情報モラル教育もアップデートしていく必要性に迫られています。リスクから遠ざけて過保護に育てることは、かえって子どもたちの自律性を損なうことになりかねません。小さな失敗を繰り返しながら、子どもたちが自分でリスクを管理する手段を身に付けることが必要とされてきているのです。また、デジタルツールのマイナス面だけを強調するのではなく、デジタルツールのプラス面も知り、積極的に前向きに活用していこうという動きもさかんになってきています。

たとえば、地震や水害といった大きな災害の際には多くの若者が積極的にSNSを活用して支援物資の運搬やボランティアに参加するようになりました。また、地域の魅力を発信したり温暖化対策を学習したりするためのアプリを開発するといった事例も増えてきています。

そこで現在、世界的に注目されているのが「デジタル・シティズンシップ教育」です。これは、欧米を中心に2010年代から普及した考え方であり、従来の制限や禁止を中心とした指導から、テクノロジーのもつプラスの側面の意義を積極的に認めていくものです。

総務省が公表した答申「2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方」（令和4年6月30日）では、デジタル・シティズンシップを次のように定義しています。

「デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力を指すものであり、コンテンツの作成や公開、他者との交流、学習、研究、ゲーム等のあらゆるデジタル関連の活動を行う能力に加え、オンライン消費者意識、オンライン情報とその情報源の批判的評価、インターネットのプライバシーとセキュリティの問題に関する知識など幅広いリテラシーを含む概念であり、具体的には『ネットいじめ』や『ヘイトスピーチ』への対応やオンラインニュースとどう付き合うべきかといった身近な内容を含むものである。」

子どもたちが自律的にデジタルツールを活用して、様々な相手とコミュニケーションを行い、多様な社会活動に参画し、よりよいデジタル社会の形成に寄与する能力を育成する教育と言い換えればよいでしょう。

教育者はもちろん保護者も関係者も自身のデジタルリテラシーを高めつつ、連携・協力しながらデジタル・シティズンシップ教育を推進することが求められているのです。

熊本大学大学院特任教授 前田康裕

※参考文献 OECD編著『デジタル環境の子どもたち インターネットのウェルビーイングに向けて』（明石書店）2022年
情報通信審議会『2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方—情報通信審議会からの一次答申—』（総務省）2022年

サポートブックの概要

日常的な端末持ち帰りが予定されている令和6年度に向け、各学校と各学年・学級で、子どもたちが安心して豊かに端末を活用した学びが進められるよう、情報モラル教育の充実が求められます。

本サポートブックは、学校教育における情報モラル教育が充実したものになるよう、ヒントとなる情報を盛り込んでいます。はじめに、そもそも情報モラルとは何かという点を解説し、教科等で位置付けがあいまいだった情報モラル教育を、各学年でどのように位置付けて指導するか目安となる「横浜市情報モラル教育指導計画(例)」を掲載しています。また、取組の充実を図ることができるよう、関連する教材や授業実践例を紹介しています。

巻末には、参考資料を掲載していますが、参照先は令和5年2月時点となっておりますのでご注意ください。

↑ **GIGAスクール構想** 児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想

↑ **情報活用能力** 「世の中の様々な事象を情報とその結びつきとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。」

↑ **情報教育の目標** 文部科学省「教育の情報化に関する手引(追補版)」(令和2年.6)より

↑ **情報社会に参画する態度** 「社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度」

↑ **デジタル・シティズンシップ** 「効果的なコミュニケーションと創造力を用いて、デジタル環境に積極的、批判的かつ的確に関わり、責任をもって情報技術を用い、人権と尊厳を尊重した社会参加を実践する能力」(Council of Europe)などさまざまな定義がある。

目次 情報モラルサポートブック ～日常的なICT活用と、子ども主体の学びを目指す情報モラル教育の推進～

はじめに	1
情報モラル サポートブック策定にあたって	2
1章 情報モラル教育の必要性	
1. 情報モラル教育の基本的な考え方	4
2. 情報活用能力と情報モラル	5
3. 児童生徒の利用の実態	6
2章 横浜が目指すこれからの情報モラル教育	
1. 基本となる情報モラル教育	8
2. 新しい考え方を取り入れた情報モラル教育	9
(コラム) 持ち帰りとは情報モラル教育の必要性	10
3章 実践事例と指導計画	
実践事例	11
横浜市情報モラル教育指導計画(例)について	18
横浜市情報モラル教育指導計画(例)	19
4章 さまざまな機会をとらえた指導 ～ここかも表～	
1. 「ここかも表」とは	21
ここかも表	22
5章 よくある質問	25

1

情報モラル教育の必要性

1. 情報モラル教育の基本的な考え方

携帯電話・スマートフォンやSNSが子どもたちにも急速に普及する中で、児童生徒が自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするため、学校における情報モラル教育は極めて重要です。

▼ 情報モラルとは

『情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度』

具体的には

- 他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること
- コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること

以下の学習活動を通じて、情報モラルを確実に身に着けさせることが必要

- 情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動
- ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動
- 情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動
- 情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動
- 健康を害するような行動について考えさせる学習活動 など

小中学校学習指導要領解説 総則編



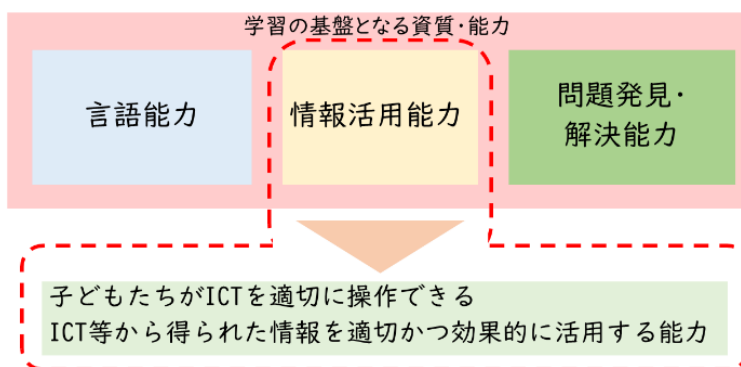
2. 情報活用能力と情報モラル

▼ 情報活用能力とは

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。

小中学校学習指導要領解説 総則編

◆教育課程全体を通じて教科等横断的に育成を目指す資質・能力



情報活用能力は、各教科の学びを支える基盤の一つなんだね。



「情報モラル」は、学習の基盤となる資質・能力と定義された情報活用能力に含まれています。



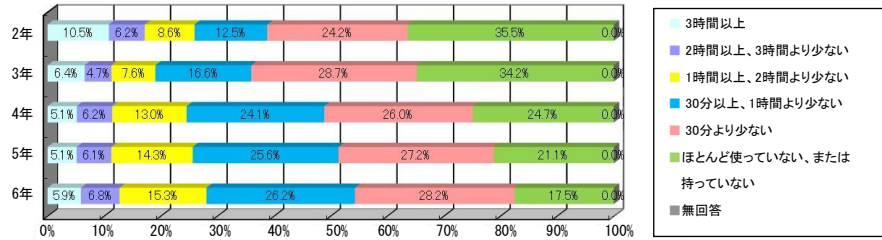
情報活用能力が教科等横断的な視点に立った育成を行うものとされているため、学校を挙げて体系的に取り組む必要があります。したがって、情報モラルも同様に、体系的に取り組むことが必要です。

※巻末にPDF版をダウンロードできる二次元バーコードが記載されています。

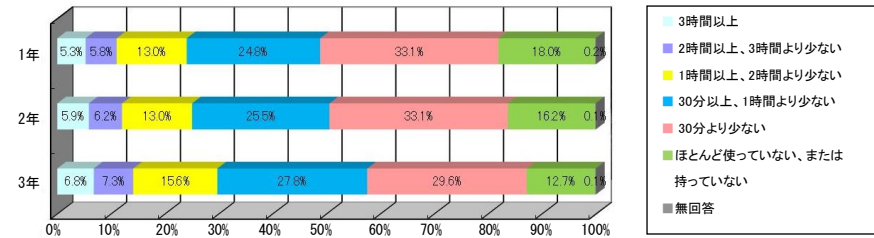
3. 児童生徒の利用の実態

(1)学校や家で、一日にどのくらい、スマートフォンやタブレット、パソコンなどを、学習のために使っていますか。

小学校



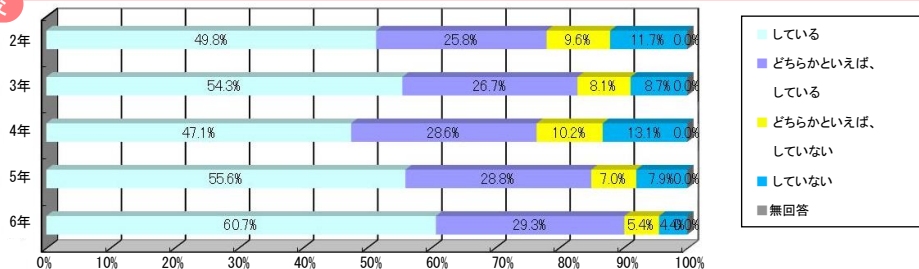
中学校



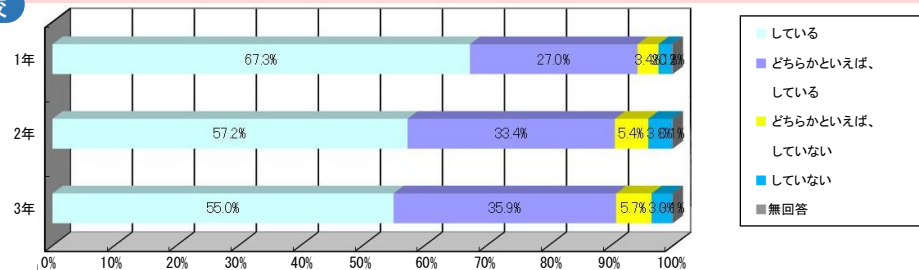
小学校4年生以上の学年では、約7割から8割の児童が、中学生は約8割以上の生徒が短時間でも学習のためにスマートフォンやタブレット、パソコンなどを学習のために使っていると回答している。

(2)インターネットの特徴を理解し、相手の気持ちを考えながら言葉などを送ろうとしていますか。

小学校



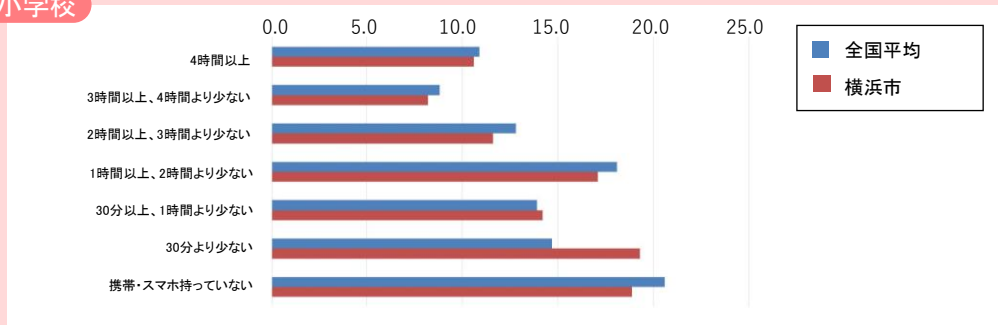
中学校



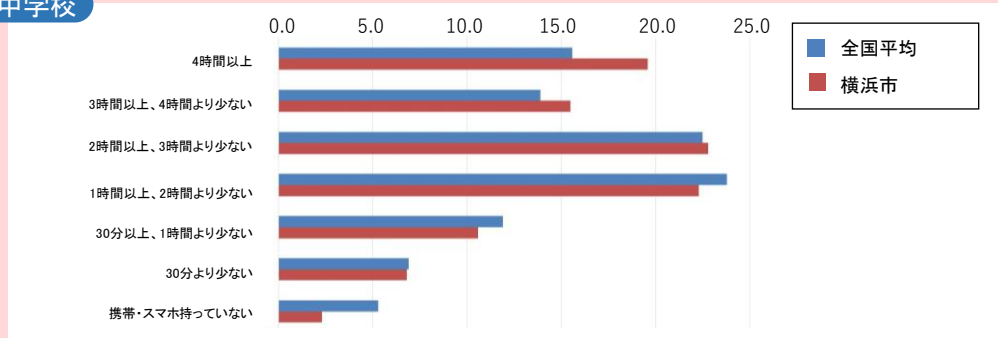
- ・ 小学校では、約2割から3割ほどの児童が「どちらかといえばしていない」「していない」と回答している。
- ・ 中学校では、約1割の生徒が「どちらかといえばしていない」「していない」と回答している。

(3) 普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンでSNSや動画視聴などをしますか(携帯電話やスマートフォンを使って学習する時間やゲームをする時間は除く)

小学校



中学校



動画視聴(学習やゲームを除く)については、小学校は全国と比べ利用時間が短い児童が多いものの、**中学校3年生**では、4時間以上と答えた生徒が多く、**2人に1人が1時間以上動画視聴**していると回答している。

令和4年度 全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙結果
※小学校は6年生、中学校は3年生の回答

- ICTが学習のツールとなり、利用しやすい環境になっている。
 - 学習外でSNS・動画視聴時間が長い生徒が多い。
 - 相手の気持ちを考えた情報伝達できていない生徒が一定数存在している。
- 情報モラル教育の必要性、重要性



2

横浜が目指すこれからの情報モラル教育

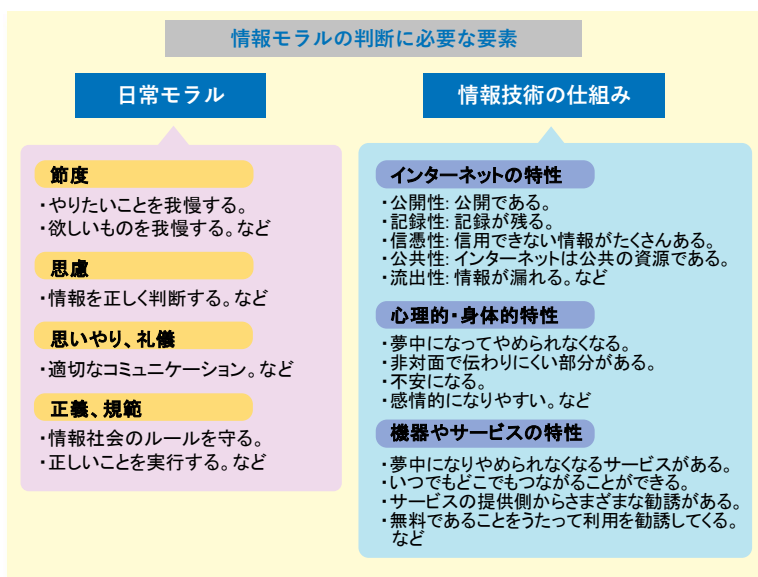
1. 基本となる情報モラル教育

情報モラル教育を進めるにあたって、重要な本質となる部分は日常モラル(人とコミュニケーションをとるために必要なこと)と情報社会の特性(「インターネットの特性」や「機器やサービスの特性」といった情報技術の進展によって変化する側面)について理解させ、問題の本質を見抜いて主体的に解決できる力を身に付けることです。

ネット依存、コミュニケーションのトラブル、ネット被害等の問題の多くは、技術やサービス内容が進化して様々な問題を抱えているように見えますが、こうした問題の本質はほとんど変化していません。

例えば、インターネット上のコミュニケーションのトラブルの原因のひとつがテキストコミュニケーションによる誤解の生じやすさであることや、ネットに依存する背景や構造がそれほど変化していないなどということです。

情報モラルの大半が日常モラルであることを理解させ、そこに情報技術の基本的な特性を理解させることで問題の本質を見抜いて主体的に解決できる力を身に付けさせることができるのです。



文部科学省「教育の情報化に関する手引」(令和2年6月 追補版)p43-44より抜粋

情報モラルに関する指導は、道徳科や特別活動のみで実施するものではなく、各教科などとの連携や、さらに生徒指導との連携も図りながら実施することが重要である。

小中学校学習指導要領解説 総則編

2. 新しい考え方を取り入れた情報モラル教育

GIGA スクール構想の実現により、児童生徒が日常的に端末を活用し、インターネットに接続して学習する場面が多くなります。横浜市の実態として、身近に端末やインターネットが利用できる環境にあること、また、それらを学びのツールとしている子どもが多いことから、ICT利用をネガティブに捉えたり、制限したりするだけの指導では、実態とのギャップを生じさせることとなります。そこで、注目されているのが、「デジタル・シティズンシップ」という考え方です。

デジタル・シティズンシップ教育とは

優れたデジタル市民になるために
必要な能力を身につけることを目的とした教育

総務省(2022)「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会(第一回)」配布資料 より

これまでの「情報モラル教育」を否定するのではなく、指導の仕方や視点を見直すことが重要です。情報モラルを教え込むことを目的とせず、子どもたちがICTを主体的に活用することを前提としながら、必要となる知識や考え方を身に付け、内容を吟味し判断できる力を育成する指導が重要です。

▼ デジタル・シティズンシップの考えを意識した指導、授業づくり

ルールや約束を作る場合のポイント

- ・端末やネットを使うべきではない時間帯や場所を考えさせ、改善に向けた行動と結びつけるようにする
- ・子どもが守りにくいルールや約束にならないようにする
- ・子どもの個別の事情や背景に合わせて支援する



授業づくりのポイント

- ・紙かデジタルかの二項対立ではなく、ICTの前向きな利活用を目指す視点で考えるようにする
- ・メリットのみを出すだけでなく、デメリットもしっかり洗い出し、実情を共有する
- ・実情から課題を整理し、解消するためにどう向き合うか、自分事として考えられるようにする
- ・子どもたちの多様な考え方に配慮する

横浜市「情報モラル研修 ～GIGAスクール時代のデジタル・シティズンシップ教育～」(2021)より

端末持ち帰りと情報モラル教育

ICTの日常的な活用を目指す上で、**端末を持ち帰り**、学校外でも、児童生徒の自由な時間と空間で学びを進める取組が求められます。日常的な端末の活用に向け、横浜市では令和4年度から端末持ち帰りの試行を進めています。

ICTの日常的な活用による授業改善※

ICTを“すぐにでも”“どの教科等でも”“誰でも”活用できる環境を整え、日常的に活用することにより、児童生徒がICTを「文房具」として自由な発想で活用できるようにし「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かしていくべきである。

※中教審「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～答申（令和3年1月26日）

端末持ち帰りの基本的な考え方

- ・ 臨時休校等緊急時や、不登校等で学校に行けない児童生徒への学びの保障
- ・ 知識・技能の習熟や、自分のペースで学び進めるような家庭学習の充実

目指す子どもの姿

- ・ 児童生徒が自分の学びを調整し、粘り強く取り組むことを自覚できるようにする
- ・ 情報を主体的かつ適切に取り扱い、責任ある行動をとれるようにする



日常的な端末の持ち帰りを実施するにあたり、端末を持ち帰ることが目的ではなく、学校教育での端末の活用と、家庭や学校外での利活用も含め、トータルでの、児童生徒の学びの充実を目指します。

そのために、学校と家庭が連携して、子どもの学びを支援する意識を高める必要があります。

令和4年度 端末持ち帰り試行校のアンケートより

主な成果

- ・ タイピングの技能が向上した。**ICTが子どもの身近な文房具**になった。
- ・ 自分のタイミングで課題や学習を進められるようになった。
- ・ デジタル学習ドリル※※を導入したことで、個々の児童生徒に合った課題に取り組めるようになり、自信をつけることができた。また、教師の負担軽減にもなった。

主な課題

- 結果表示のみで当該サイトには遷移しないものの、検索結果画面に不適切な画像が表示される場合がある。
- パスコード忘れ対応、未充電対応・端末故障対応の増加、荷物の重さ
- 大人の目が届かない状況が増え、学習外利用の懸念
- **学校全体としての「情報モラル教育」の理解、指導や取組の必要性**

※※各学校の裁量で導入

【参考】今後のスケジュール

- 令和4年度 端末持ち帰り試行（小・中・義務 27校）
- 令和5年度 端末持ち帰り試行（小・中・義務 100校程度、高校）
- 令和6年度 全校端末持ち帰り実施（予定）

※巻末にPDF版をダウンロードできる二次元バーコードが記載されています。

3

実践事例と指導計画

全学年 iPadと上手につきあうためのクレドを決めよう

小学校

教科・単元
本時のめあて

特別活動/児童会活動/代表委員会
・iPadと上手につきあうためのクレドを完成させよう
・友達の発表に目と耳を向けてあたたかい反応を返そう

指導事項/
情報活用能力

・生活の中でのルールやマナーを知る
・「ルールや決まりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する
・パスワードの管理について理解し、適切に取り扱えるようにする

使用するもの・サイト

特になし



代表委員会原案

学習活動の概要

【代表委員会の事前】ひと月頃

- ・情報部より、今後の持ち帰りのスタートを予告
- ・それに向けたクレドのたたき台を各教室に配付
- ・各クラスで自分たちの使用状況に合わせた、項目の修正と書き足し

【代表委員会の本時】

- ・校長先生提案の原案をもとに、クレドの各項目について検討と決定
- 全学年が読めるようにフリガナをふる
- 学校でも外でも活用できるように「先生」を「近くの大人」にする

【代表委員会の事後】

- ・各教室で折に触れて、そのつき合い方について考える⇒クレドへの書き足しを行う

○成果 ◆留意点

- クレドを家庭、子どもにも一部ずつ配付し、折に触れて、そのつき合い方について考える機会を設けることができた。
- 放課後キッズクラブでもこのクレドをもとに、そのつき合い方について同じ方針を共有して、一貫した指導に当たることができた。
- ◆学校では、そのつき合い方について教職員の適切な管理の元、子どもたちの使用を見守ることができた。一方で家庭にも理解や周知を図る必要がある。



クラス掲示用クレド



個人用クレド

※クレド：「ルールは守らなければならないもの、クレドは目指したい姿や考え方」と解釈し、よりよいあり方を子どもと大人が両輪になって進めていくための拠り所。

個別支援
学級

「タブレットの約束」タブレットを持ち帰って使おう

小学校

教科・単元
本時のめあて

特別活動 学級活動(2)
タブレットを持ち帰って利用するにあたって、端末やインターネットを活用する際に気を付けるべきことを知り、どのようなルールや約束が必要か考え、適切に活用できるようにする。

指導事項/
情報活用能力

I-1-(1) 情報社会の一員として、ルールやマナーを守り、安全にインターネットを活用することを理解する。
e3-2「ルールや決まりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する。

使用するもの・サイト

・学校と家庭で育む 情報モラル-横浜市教育委員会事務局教職員育成課
・令和4年度版 情報リテラシー・モラル チェック



学習活動の概要

- ・めあての確認。タブレットを持ち帰って活用することができるようになったが、どのようなルールを守らなければならないのかを考える学習をしていくことを確認する。
- ・横浜市の情報モラルの動画をみて、気を付けなければならないことやインターネットの危険な場面を知る。
- ・令和4年度版 情報リテラシー・モラルチェックプリントをもとに、自分の行動について振り返る。
- ・情報を適切に活用するための自分のめあてを立てる。
- ・お家の人と使う時間などの約束を決めてから使う。

- ・自分のIDやパスワードを、他の人に教えない。
- ・あやしいサイトに気を付けながら使う。
- ・相手を傷つけることは書いたり、送ったりしない。
- ・勝手に画面のアプリアイコンを消したり、タブレットの「設定」等を変更したりしない。

○成果 ◆留意点

- タブレットの持ち帰りに向けて、それぞれめあてを考えることができた。
- ◆SNSなど情報のやりとりによりあまり使い慣れていない児童は個人情報のトラブルのイメージがもたにくそうだったので、実際の事件などニュースを取り上げるとよい。



1年 うそやごまかしをしないで

小学校

教科・単元	道徳科「いたづらがき」正直・誠実 うそやごまかしをしないで
本時のめあて	うそやごまかしをしないで、素直にのびのびと生活しようとする態度を育てる。
指導事項/ 情報活用能力	c2-1 情報の発信や情報をやりとりする場合のルールやマナーを守る Ⅲ-3-(1) 友達の悪口や嫌がることを発信しないようにする。
使用するもの・サイト	1年道徳「いたづらがき」(東京書籍p.110)

学習活動の概要

- ・めあての確認。タブレットを持ち帰るにあたって、みんなで守らなければならない約束について考えることを確認する。
 - ・道徳の教材を読み、どんな気持ちでいたづらがきしてしまったのか、相手が泣いてしまったときどんなことを考えたかななどを話し合う。
 - ・終末の教師の話として、タブレットでうそやいたづらがきをしてしまったら、消すことができないことを教え、タブレットを使うときの約束について考える。
 - ・情報を適切に利活用するための自分のめあてを立てる。
 - ・お家の人と使う時間などの約束を決めてから使う。
 - ・自分のIDやパスワードを、他の人に教えない。
 - ・あやしいサイトに気を付けながら使う。
 - ・相手を傷つけることは書いたり、送ったりしない。
 - ・勝手に画面のアプリアイコンを消したり、タブレットの「設定」等を変更したりしない。
- 成果 ◆留意点
- タブレットを持ち帰るにあたり、大切に使うとする気持ちが高まった。
 - タブレット使用の約束の重要性がわかった。
 - ◆子どもだけで管理するのは難しいので、実際に約束を守るためには保護者の協力が必要である。

2年 インターネットをうまく活用して、自分の生活を豊かにしよう

小学校

教科・単元	学級活動
本時のめあて	情報を発信する側、受け取る側の立場になって考え、正しい情報を取捨選択できるようにする。
指導事項/ 情報活用能力	d1-2 不適切な情報に出会わない環境で利用する。 I-1-(1) ・資料(情報)には作った人がいて、それを使うための約束やきまりがあることを知る。 ・個人情報(情報)の保護やID及びパスワードの大切さを理解する。 Ⅲ-3-(1) ・相手の気持ちを考えて情報を発信しようとする。 ・友達の悪口や嫌がることを発信しないようにする。
使用するもの・サイト	株式会社教育ネットより資料提供

学習活動の概要

- 学校で使うタブレット、家庭で使うスマホやゲーム機、テレビなどがインターネットに接続されていて、沢山の情報にふれること、多くの人と繋がることができる公共の技術であることを視覚でイメージする。またできることを考える。
- あやしいメールやメッセージが表示された場合、どのようにすればよいか考え、保護者に相談しながら使う姿勢を養う。セキュリティ意識をもち、個人情報を守る方法を考える。
- つい使いすぎてしまうゲームや動画視聴といったメディア利用に対し、バランスのよい使い方の為の工夫や心構えを考える。学校にルールがある意味を伝える。



3年 iPadを上手に使うためのルールを考えよう

小学校

教科・単元

道徳科

本時のめあて

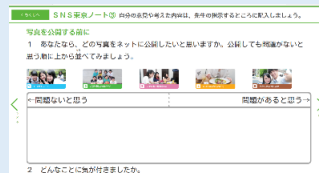
SNSノートを用いて「タブレット・パソコンを上手に使うために」の絵をみて、どのように情報モラルをもつべきかを話し合い活動を通して考える

指導事項/
情報活用能力

b2-1 自分の情報や他人の情報を大切にする
Ⅲ-2-(1) 複数の情報から判断し、さまざまな立場から考えようとする

使用するもの・サイト

LINE SNSノート「写真を公開する前に」・ロイロノート



学習活動の概要

- ロイロノートで教員から配付された5枚の写真を見て、写真を公開することに一番危険だと思う写真を提出し、みんなで回答を共有する。
- それぞれの写真にどのような危険があるか発表していき、人によって考え方が違い自分では気が付かなかった危険性について学ぶ。
- 自分は公開されても良いと思っている写真が友達は公開してほしくないものもあると理解

することでできた（人それぞれの考え方や気持ちがあることを理解することができる）

- ふりかえり
- 成果
 - 写真を公開することに対する危険性はしっかりと理解できた。
 - 写真を公開することで人の気持ちを考えることや、自分の将来の人生に関わっていくことを理解できた。

3年 スマートフォンやタブレット、ゲーム機の使い方を考えよう

小学校

教科・単元

特別活動 学級活動(2)

本時のめあて

スマートフォンやタブレットなどの情報通信機器の使いすぎについて取り上げ、使いすぎてしまう要因や影響について考えさせる。それを踏まえ、スマートフォンやタブレットなどの適切な使い方を身に付けさせる。

指導事項/
情報活用能力

「3. 安全への知恵」安全や健康を害するような行動を抑制できる
f1-1 決められた利用の時間や約束を守る
f2-1 健康のために利用時間を決める

使用するもの・サイト

文部科学省「スマートフォンやタブレットなどの使い過ぎ(導入編) 参考資料/情報化社会の新たな問題を考えるための教材



学習活動の概要

1. 家でスマホやタブレットを使っている人は、どんなことに気を付けたり、家の人と約束をしているのか考える。
2. 本時の課題を理解する。
「スマートフォンやタブレットを使いすぎると、体にどんなことが起こるのかを知り、正しく使うにはどのようにしたらよいかを考えよう。」
3. 動画視聴
4. みのるくんの行動の問題点についてロイロノートのワークシートに自分の考えを書く。
5. 問題点について全員で考える。
6. 動画の続きを視聴する。
7. みのるくんはどうすればよかったのか考え、ロイロノートのワークシートに書く。

8. これから自分はどのようにスマートフォンやタブレットを使っていくのかをロイロノートのワークシートに書く。
9. 問題点について全体で考える。

- 成果
 - スマートフォンやタブレットを使用する児童が多いため、自分事として考えられた。
 - 映像中の問題点やどうすればよかったのか考えやすい。
 - 全員が自分の生活を振り返り、今後、スマートフォンやタブレットの適切な使用方法、時間について考えることができた。

4年

たった一言のちがいが… スマホのグループはずしトラブルについて考えよう。

小学校

教科・単元
本時のめあて

学級活動

実話を基にした映像教材を用いながら、子ども自身にも起こりうることとしてトラブルの回避策を考えることができるようにする。
SNSでのコミュニケーションについて実際のコミュニケーションとの違いに気づき、実生活に生かすことができる。

指導事項/
情報活用能力

Ⅲ-3-(1) メールだけでは気持ちが伝わりにくいことがあることを理解している
d2-1 危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する

使用するもの・サイト

NHK for School「スマホ・リアル・ストーリー」



学習活動の概要

1. 無料通話アプリを使った経験や便利なことをグループで共有する。
2. 映像教材を見る。
3. ワークシートに自分の考えを書き込み、グループで話し合う。映像の三人の行動をどう思ったか、自分ならどう行動するかを考える。
4. リアルなコミュニケーションとネット上のコミュニケーションの違いを考え、気を付けることを出し合い、これからの生活に生かせるようにする。

○成果

- 実際の言葉で伝えないと、表情や声の調子から、本当の気持ちが伝わらず、相手を傷つけてしまうことに気付くことができた。
- 動画を視聴することで、イメージがしやすく、自分事として考えられた。



4年

バランスよく使うには

小学校

教科・単元
本時のめあて

道徳・国語

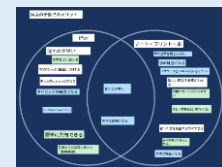
インターネットの長時間利用することの問題点を知り、どのようなルールが必要か、または意識すべきことがあるか考えよう

指導事項/
情報活用能力

i2-1 協力し合ってネットワークを使う
Ⅲ-3-(1) コンピュータやインターネットの長時間の使用が、体に影響することを理解して利用しようとする。
Ⅱ-3-(1) 集めた情報を視点に沿って同じ種類や仲間に分け、情報を分類する。(表やグラフ、マップ、「考えるための技法(思考ツールなど)」など)

使用するもの・サイト

ロイロノートスクール 共有ノート



学習活動の概要

【学級の様子】

iPadの持ち帰りが進み、家ででの使用時間について課題が出てきた。自分たちで使い方を振り返り、客観的に考えることで自分事としてとらえられると考えた。

- ピラミッドチャートを使って、現状の課題を洗い出し、班ごとに一番直したいことを話し合って、選ぶ。
 - ・長時間使うと目が悪くなるから、使う時間を決めるのがいいんじゃないかな。
 - ・特に意味がないのに開いていじってしまっていることとかあるよね。減らした方がいいよね。

○班ごとに発表し、クラスの約束にする

○ふりかえり

○成果

- 教科や学習形態・内容に合わせて、「この学習ならiPadが使えるんじゃないか。」と自分たちで判断する機会が増えた。
- デジタルやアナログのよさを考えたことで、学習のツールである、という認識が自然に広がった。

5年

「これって悪口」「写真を送ってと言われたら」

小学校

教科・単元
本時のめあて

道徳科

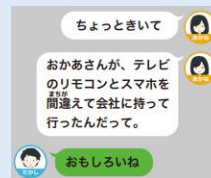
SNSノート「これって悪口」の絵をみて、その投稿を見た本人はどんな気持ちになるかを考える活動を通して、情報モラルについて心情を養う。

指導事項/
情報活用能力

a3-1 他人や社会への影響を考えて行動する
Ⅲ-2-(1) I-1-(1) ネットワーク上のマナー、エチケットを守って情報を発信・利用する。

使用するもの・サイト

LINE SNSノート「これって悪口」「写真を送ってと言われたら」「あなた本当は誰ですか」



学習活動の概要

【学級の様子】

「あなた本当はだれですか」を視聴して児童たちの反応を見る。そこから感じたことをワークシートに書き、クラス内で共有を行った。

○チャットなど匿名で参加できるネット社会の特性を知るとともに、「なりすまし」やうその書き込みがどれほど人の気持ちを傷つけるものになるかを考え、よりよいインターネットの活用方法をクラスで考えた。またトラブルの事例を紹介するSNSやLINE等で気を付けることをクラスで考え、確認した。

○自主学习用教材としてタイピングソフト「キーボー島」を紹介し、ローマ字入力のスキルアップを図った。

○ふりかえり

○成果

- 情報を受ける人の気持ちになって、どのような書き込みをしたらいいのかどんなことをしてはいけないのか、考えることができた。
- 事例を紹介することで、送信相手の気持ちを考える心情を養うことができた。
- クラスでルールを確認することで安全意識を高めることができた。

5年

その遊び方、だいじょうぶ？

小学校

教科・単元
本時のめあて

道徳科

自他の安全に気をつけて、自律的で責任のある行動を心がける意欲を育てる。

指導事項/
情報活用能力

I-1-(1) 他人や自分の、個人が特定できる情報をネットワーク上に発信することの危険性を理解する。
c3-2 自他の個人情報を第三者に漏らさない。

使用するもの・サイト

NHK for School(スマホ・リアル・ストーリー「送った写真のゆくえは…」)、教科書

学習活動の概要

○家庭や学校でスマートフォンやタブレットでインターネットを使うとき、どんなことに気をつけているかを確認する。

○道徳「その遊び方、だいじょうぶ？」を読み、個人情報を扱う際に気を付けなければいけないことを話し合う。

○NHK for Schoolのスマホ・リアル・ストーリー「送った写真のゆくえは…」を視聴し、インターネット上に個人情報が載せられるとどうなるのか考える。

- ・インターネットに自分の名前や写真を載せると、あっという間に広がる可能性があるね。
- ・一度広まった個人情報は簡単に消せないんだね。

・知らない人に自分や友達の個人情報をおしえないようにしよう。

○成果

- スマホの出前授業のタイミングで行ったことで、児童の中で個人情報保護の意識が高まった。
- NHK for Schoolで動画を見たことで、個人情報の漏れがどのような事態を招くのかわかりやすく捉えることができた。
- 道徳の学習で取り扱うことで、悪意をもって個人情報を漏洩させることだけでなく、善意で行ったことでも漏洩につながる可能性があるということに気付くことができた。
- ◆普段スマホをもたない児童は、メッセージ等のやりとりのイメージがわくような手立てが必要。

6年 情報発信にまつわるルールを考えよう

小学校

教科・単元	総合的な学習の時間
本時のめあて	肖像権について知り、自分が撮影する写真の扱いについて考えることができる。
指導事項/ 情報活用能力	b3-1 情報にも自他の権利があることを知り、尊重する Ⅲ-3-(1) 無責任に情報を発信することの危険性を知らうとする。
使用するもの・サイト	情報モラル学習サイト(e-learningコンテンツ)



学習活動の概要

学級での生活を振り返り、無断で他者の写真を撮影したり、自分が撮影されたりした経験を話し合う。
 情報モラル学習サイトの「情報の公開について考える」のクイズや動画を視聴し、肖像権や情報の公開について考える。
 これからの生活に目を向け、自分が出来そうなことや気を付けていくことなどを振り返り、ロイロノートスクールを用いて感想などを提出する。
 情報モラル学習サイトの中の自分に身近なコンテンツのクイズや動画を視聴し、考えを深める。

- 成果 ◆留意点
- 写真の扱いやSNSを扱ったことで身近な問題を“自分事”として考えを深めることができた。
- ◆家庭によって情報機器に触れる制限が異なることを踏まえ、子どもが自分事としてとらえられるようにする手立てが必要。



2年・3年 SNSの正しい使い方を考えよう

中学校

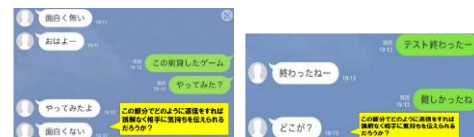
教科・単元	道徳科
本時のめあて	・情報モラルについて理解を深める ・今後の自分の電子機器の使い方を改め、マイルールを作る
指導事項/ 情報活用能力	i4-1 ネットワークの公共性を意識して行動する。 I-1-(1) 情報を受信、発信する際の利便性と危険性を知り、正しい方法で活用する大気を理解する。 ・情報の発信には責任が伴うことを理解する。
使用するもの・サイト	プリント、パワーポイント、愛知県警察「不適切な動画投稿(バイトテロ)/中・高校生向け」



学習活動の概要

- ・事前アンケートの結果より
→インターネットを使うことでの光と影に関する質問
- ・スライドの資料を映し出し、このような投稿された記事を見かけたときにどのようなことに注意するか？
- ・SNSの正しい使い方
こんなときどう返信する？
LINE上の会話をみながらどのようにすればトラブルに巻き込まれなくて済むのか考える。
- ・今後Chromebookなどを利用する際にどのようなルールが必要か考える。

- 成果 ◆留意点
- SNSなど子供たちの身近な題材を扱うことで主体的に取り組めた。
- ◆スマホを持っていない生徒でも、自分事としてとらえられるような手立てが必要。



3年 現代社会の特色と私たち

中学校

教科・単元
本時のめあて

社会科

情報には信頼性が高いものとそうでないものがあることを知り、その特徴を踏まえた上で、自分の目的に応じて利用することの大切さを理解する。

指導事項/
情報活用能力

I-1-(1) 情報には信頼性が高いものとそうでないものがあることを知り、その特徴を踏まえた上で、自分の目的に応じて利用することの大切さを理解する。

c4-1情報の信頼性を吟味できる

使用するもの・サイト

国土交通省/水資源の利用状況
水の上手な使い方くらしと水道(東京都水道局)



学習活動の概要

- 日本の水問題について、仮想水の観点から考える。
 - ・4～5人のグループに分かれ、Google Jamboardを活用して、生活用水、工業用水、農業用水の視点からそれぞれ発表資料を作成させる。
 - ・根拠となる信頼性のある情報はどこから得ればよいのかを考え、検索したサイトのURLを付箋機能を使ってシートに貼り付け、それらのサイトから資料を作成する。
 - ・端末を家庭に持ち帰り、資料作成を行うことも可能とする。

○成果 ◆課題

○教科授業の協働作業の中で、調査活動を公的機関のサイトを選択する姿勢が身についた。

◆事例をあらかじめページに貼り付けておくと生徒もスムーズに取り組むことができる。



全校 SNSの正しい使い方を考えよう

中学校

教科・単元
本時のめあて

道徳科

端末やインターネットを活用する際に気を付けるべきことを知り、どのようなルールや約束が必要かを考え、情報を適切に活用するための自分のめあてを立てる。また、多様な視点から法や決まりについて考えることで、法を守り義務を果たそうとする態度を育てる。

指導事項/
情報活用能力

I-1-(1) 情報社会の一員として、ルールやマナーを守り、安全にインターネットを活用することを理解する。

c3-2「ルールや決まりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する。

使用するもの・サイト

文部科学省情報モラル教育サイト、P検情報モラルサイト



学習活動の概要

- ・家庭内での携帯端末やタブレット端末などの使用時間が適切かどうかを考え直す。
- ・P検情報モラル教育サイトの情報モラル検定の受検をとおして、情報を伝え合うことのよさと、気を付ける点などを考える。また、写真や動画を撮影する際、相手に確認するのはなぜかなどを考える。そして、自分自身が守ることを整理する。

○成果 ◆課題

○文部科学省の情報モラル教育のサイトにある動画を視聴したことで、個人個人が自分に当てはまる部分を再確認できたと思う。

◆全校道徳で行うと年齢による課題も違うため、扱う題材が少し増えてしまう。



Q23 / 40

友達の家へ訪問も、みんなに紹介しようという気持ちです。お母さんの同意なくして、正しい考え方を一つ選びなさい。

- ① みんなが面白がることならば、親やお母さんとうまく話してよい。
- ② 誰かにお返しをしないといけないのは、我慢しようという気持ち。
- ③ そのお返しは自分から出さなければ、我慢しようという気持ち。
- ④ ① ② ③ ④ どれも正しい。

横浜市情報モラル教育指導計画(例)について

教科等で計画的、体系的に情報モラル教育を実施するための目安となる指導計画(例)です。

情報モラルを育成する授業づくりに際しては、指導事項や資質・能力、関連する教材、資料等を参考にしながら、各学校の実情に合わせて進めることが大切です。



● **テーマ**

各学年で大切にしたい情報モラルの視点や内容

● **指導事項**

文部科学省「情報モラル指導モデルカリキュラム表」にある中目標項目のうち、本市として取り扱いたい項目を抽出

● **資質・能力**

横浜モデル「情報活用能力育成 体系表」を参考に、指導事項に関連した資質・能力

● **関連する教科等及び教材**

学習指導要領解説編及び本市採択教科書(令和4年度時点)を参考に、関連する教科等及び単元・題材

情報モラル指導モデルカリキュラム表(文部科学省)

情報モラル指導モデルカリキュラム表		この表は、情報モラルの指導カリキュラムの作成の一環として作成されたものです。この表は、各学校の実情に応じて、学習指導要領の中で適切に活用していただくことを想定しています。また、各学校の実情に応じて、必要に応じて追加・変更を行うことができます。			
年 級	1.1 小学校1～2年	1.2 小学校3～4年	1.3 小学校5～6年	1.4 中学校	1.5 高等学校
1. 情報社会の理解	a1-1-3 検索する情報や情報社会での行動の責任を持つ a1-1-4 検索や決断する責任 a1-1-5 情報に関する自分や他者の権利を尊重する	a2-1 相手の名前を覚えて行う a2-2 相手の名前を覚えて行う a2-3 相手の名前を覚えて行う	a3-1 他人や社会への信頼を育む a3-2 他人や社会への信頼を育む a3-3 他人や社会への信頼を育む	a4-1 情報社会における自分の責任や権利について考える a4-2 情報社会における自分の責任や権利について考える a4-3 情報社会における自分の責任や権利について考える	a5-1 情報社会における責任や権利について考える a5-2 情報社会における責任や権利について考える a5-3 情報社会における責任や権利について考える
2. 情報の活用	a2-1 情報の活用 a2-2 情報の活用 a2-3 情報の活用	a3-1 情報の活用 a3-2 情報の活用 a3-3 情報の活用	a4-1 情報の活用 a4-2 情報の活用 a4-3 情報の活用	a5-1 情報の活用 a5-2 情報の活用 a5-3 情報の活用	a6-1 情報の活用 a6-2 情報の活用 a6-3 情報の活用
3. 安全・安心	a1-1-1 情報の活用 a1-1-2 情報の活用 a1-1-3 情報の活用	a2-1 情報の活用 a2-2 情報の活用 a2-3 情報の活用	a3-1 情報の活用 a3-2 情報の活用 a3-3 情報の活用	a4-1 情報の活用 a4-2 情報の活用 a4-3 情報の活用	a5-1 情報の活用 a5-2 情報の活用 a5-3 情報の活用
4. 情報社会の発展	a1-1-4 情報の活用 a1-1-5 情報の活用 a1-1-6 情報の活用	a2-1 情報の活用 a2-2 情報の活用 a2-3 情報の活用	a3-1 情報の活用 a3-2 情報の活用 a3-3 情報の活用	a4-1 情報の活用 a4-2 情報の活用 a4-3 情報の活用	a5-1 情報の活用 a5-2 情報の活用 a5-3 情報の活用
5. 公民的責任	a1-1-7 情報の活用 a1-1-8 情報の活用 a1-1-9 情報の活用	a2-1 情報の活用 a2-2 情報の活用 a2-3 情報の活用	a3-1 情報の活用 a3-2 情報の活用 a3-3 情報の活用	a4-1 情報の活用 a4-2 情報の活用 a4-3 情報の活用	a5-1 情報の活用 a5-2 情報の活用 a5-3 情報の活用



表2-7 情報モラル指導モデルカリキュラム表(平成18年度)

横浜市情報モラル教育指導計画(例)

全学年 年度初め	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	中学1年	中学2年	中学3年	
<p>テーマ</p> <p>○個人情報の大切さ ID・パスワードの管理について理解し適切に取り扱えるようにする</p>	<p>a1-1</p> <p>約束や決まりを守る</p> <p>○大人の支援のもとでのインターネットの体験</p>	<p>d1-1</p> <p>相手の気持ちを考え、約束や決まりを守り、危険に近づかない</p> <p>d1-2</p> <p>不適切な情報に出会うと、大人に意見を求め、大人に意見を求め、適切に対応する</p> <p>e1-2</p> <p>危険に出合ったときは、大人に意見を求め、大人に意見を求め、適切に対応する</p> <p>d2-1</p> <p>危険に出合ったときは、大人に意見を求め、大人に意見を求め、適切に対応する</p> <p>e2-1</p> <p>情報には語ったものもあることに気付く</p>	<p>a2-1</p> <p>自分だけなく相手の情報も大切に扱う</p> <p>b2-1</p> <p>自分の情報や他人の情報を大切に扱う</p> <p>c2-1</p> <p>情報の発信や情報やりとりする際のルールやマナーを守り、守る</p> <p>f2-1</p> <p>健康のために利用する</p> <p>f3-1</p> <p>健康を害するようない行動を自制する</p>	<p>b2-1</p> <p>自分だけなく他人の情報も大切に扱う</p> <p>c2-1</p> <p>情報の発信や情報やりとりする際のルールやマナーを守り、守る</p> <p>f2-1</p> <p>健康のために利用する</p> <p>f3-1</p> <p>健康を害するようない行動を自制する</p>	<p>a3-1</p> <p>社会への影響を考えた情報の取り扱い</p> <p>c3-1</p> <p>他人や社会への影響を考えた情報の取り扱い</p> <p>d3-1</p> <p>何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない</p> <p>d3-1</p> <p>予測される危険の内容がわかれば、避ける</p> <p>i3-1</p> <p>ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う</p>	<p>b3-1</p> <p>情報にも自他の権利があることを知り、尊重する</p> <p>d3-2</p> <p>不適切な情報であるものを認識し、対応できる</p> <p>c3-2</p> <p>「ルールや決まりを守ろう」ということの意味を知り、尊重する</p> <p>e3-2</p> <p>自他の個人情報を第三者にも知らせない</p>	<p>b4-1</p> <p>個人の権利(人格権、肖像権など)を尊重する</p> <p>b4-2</p> <p>著作権などの知的財産権を尊重する</p> <p>f4-1</p> <p>健康面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる</p>	<p>f4-2</p> <p>自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる</p> <p>f4-1</p> <p>ネットワークの公共性を意識して行動する</p> <p>d4-1</p> <p>安全性の面から、情報社会の特性を理解する</p>	<p>a4-1</p> <p>情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する</p> <p>d4-2</p> <p>トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る</p> <p>e4-1</p> <p>情報の信頼性を吟味できる</p> <p>e4-2</p> <p>自他の情報の安全性を取り扱いに關して、正しい知識を持って行動できる</p>	<p>○情報の信頼性の吟味と正しい知識を身につける態度</p> <p>○メディアの特性を活かした情報発信</p>
<p>指導事項</p> <p>g4-1</p> <p>情報セキュリティの基礎的な知識を身につける</p> <p>f4-1</p> <p>ネットワークの公共性を意識して行動する</p>	<p>a1-1</p> <p>約束や決まりを守る</p> <p>c1-1</p> <p>決められた利用の間や約束をまもる</p> <p>f1-1</p> <p>生活の中でのルールやマナーを知る</p>	<p>d1-1</p> <p>相手の気持ちを考え、約束や決まりを守り、危険に近づかない</p> <p>d1-2</p> <p>不適切な情報に出会うと、大人に意見を求め、大人に意見を求め、適切に対応する</p> <p>e1-2</p> <p>危険に出合ったときは、大人に意見を求め、大人に意見を求め、適切に対応する</p> <p>d2-1</p> <p>危険に出合ったときは、大人に意見を求め、大人に意見を求め、適切に対応する</p> <p>e2-1</p> <p>情報には語ったものもあることに気付く</p>	<p>a2-1</p> <p>自分だけなく相手の情報も大切に扱う</p> <p>b2-1</p> <p>自分の情報や他人の情報を大切に扱う</p> <p>c2-1</p> <p>情報の発信や情報やりとりする際のルールやマナーを守り、守る</p> <p>f2-1</p> <p>健康のために利用する</p> <p>f3-1</p> <p>健康を害するようない行動を自制する</p>	<p>b2-1</p> <p>自分だけなく他人の情報も大切に扱う</p> <p>c2-1</p> <p>情報の発信や情報やりとりする際のルールやマナーを守り、守る</p> <p>f2-1</p> <p>健康のために利用する</p> <p>f3-1</p> <p>健康を害するようない行動を自制する</p>	<p>a3-1</p> <p>社会への影響を考えた情報の取り扱い</p> <p>c3-1</p> <p>他人や社会への影響を考えた情報の取り扱い</p> <p>d3-1</p> <p>何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない</p> <p>d3-1</p> <p>予測される危険の内容がわかれば、避ける</p> <p>i3-1</p> <p>ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う</p>	<p>b3-1</p> <p>情報にも自他の権利があることを知り、尊重する</p> <p>d3-2</p> <p>不適切な情報であるものを認識し、対応できる</p> <p>c3-2</p> <p>「ルールや決まりを守ろう」ということの意味を知り、尊重する</p> <p>e3-2</p> <p>自他の個人情報を第三者にも知らせない</p>	<p>b4-1</p> <p>個人の権利(人格権、肖像権など)を尊重する</p> <p>b4-2</p> <p>著作権などの知的財産権を尊重する</p> <p>f4-1</p> <p>健康面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる</p>	<p>f4-2</p> <p>自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる</p> <p>f4-1</p> <p>ネットワークの公共性を意識して行動する</p> <p>d4-1</p> <p>安全性の面から、情報社会の特性を理解する</p>	<p>a4-1</p> <p>情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する</p> <p>d4-2</p> <p>トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る</p> <p>e4-1</p> <p>情報の信頼性を吟味できる</p> <p>e4-2</p> <p>自他の情報の安全性を取り扱いに關して、正しい知識を持って行動できる</p>	<p>○個人情報の大切さ ID・パスワードの管理について理解し適切に取り扱えるようにする</p>
<p>資質・能力 (※横浜モラル情報活用能力育成体系表)</p>	<p>I-1-(1)</p> <p>資料(情報)には作った人がいて、それを使うための約束やきまりがあることを知る。</p> <p>III-3-(1)</p> <p>相手の気持ちを考え、約束やきまりを守り、危険に近づかない</p>	<p>I-1-(1)</p> <p>資料(情報)には作った人がいて、それを使うための約束やきまりがあることを知る。</p> <p>III-3-(1)</p> <p>相手の気持ちを考え、約束やきまりを守り、危険に近づかない</p>	<p>I-1-(1)</p> <p>資料(情報)には作った人がいて、それを使うための約束やきまりがあることを知る。</p> <p>III-3-(1)</p> <p>相手の気持ちを考え、約束やきまりを守り、危険に近づかない</p>	<p>I-1-(1)</p> <p>資料(情報)には作った人がいて、それを使うための約束やきまりがあることを知る。</p> <p>III-3-(1)</p> <p>相手の気持ちを考え、約束やきまりを守り、危険に近づかない</p>	<p>I-1-(1)</p> <p>資料(情報)には作った人がいて、それを使うための約束やきまりがあることを知る。</p> <p>III-3-(1)</p> <p>相手の気持ちを考え、約束やきまりを守り、危険に近づかない</p>	<p>I-1-(1)</p> <p>資料(情報)には作った人がいて、それを使うための約束やきまりがあることを知る。</p> <p>III-3-(1)</p> <p>相手の気持ちを考え、約束やきまりを守り、危険に近づかない</p>	<p>I-1-(1)</p> <p>資料(情報)には作った人がいて、それを使うための約束やきまりがあることを知る。</p> <p>III-3-(1)</p> <p>相手の気持ちを考え、約束やきまりを守り、危険に近づかない</p>	<p>I-1-(1)</p> <p>資料(情報)には作った人がいて、それを使うための約束やきまりがあることを知る。</p> <p>III-3-(1)</p> <p>相手の気持ちを考え、約束やきまりを守り、危険に近づかない</p>	<p>I-1-(1)</p> <p>資料(情報)には作った人がいて、それを使うための約束やきまりがあることを知る。</p> <p>III-3-(1)</p> <p>相手の気持ちを考え、約束やきまりを守り、危険に近づかない</p>	

※巻末にPDF版をダウンロードできる二次元バーコードが記載されています。

情報モラル教育関連教材等

全学年 年度初め	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	中学1年	中学2年	中学3年
<p>関連する教科等及び教材</p> <p>【教科等「見よ・題材名」】関連する情報活用能力学習・指導内容</p>	<p>【道徳科「いたずらぎ」】III-3-(1)うそやいたずらが広がったらどんなことになるかを考える</p>	<p>【道徳科「たんじょうひカード」】III-3-(1)言葉で嫌な気持ちになつたり、明らかなりにあつたりしたことはあるかを考える</p> <p>【特別活動・学級活動(2)】イよりよい人間関係の形成</p> <p>インターネット上でコミュニケーションに利用される</p>	<p>【道徳科「ひみつの手紙」】I-1-(1)正しい行動について考える</p> <p>(ネットワーケ上のマナーやルールを守って情報を発信・利用する)</p> <p>【国語科「引用するとき」】II-3-(4)引用と自分の言葉とを区別</p>	<p>【保健・健康な生活】(道徳科「やめられない?とまらぬ度・節制」)III-3-(1)健康面、ネット依存について理解する</p> <p>【特別活動・学級活動(2)】A(3)基本的な生活習慣の形成</p> <p>個人情報の取扱いに触れる</p> <p>【国語科「要約するとき」】伝言・伝言のよさを伝えようI-1-(1)要約、自分の言葉とを区別し、出典について理解する</p>	<p>【国語科「想像力のスイッチを入れよう」】I-1-(1)メディアの特徴を理解し、活用できるようにする</p> <p>【国語「目的に応じ引用するとき」】II-3-(4)原因・結果を考えて引用・記録できるようにする</p> <p>【道徳科「その遊び方、だいじょうぶ?」】I-1-(1)(自分や他の人の個人情報の取扱について考える)</p> <p>【特別活動・学級活動(3)】ウ主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用</p> <p>インターネットの利</p>	<p>【国語科「調べた情報の用い方」】I-1-(1)著作権</p> <p>【道徳科「あなたはどうか考える?」】I-1-(1)スマートフォンの端末利用について触れる</p> <p>【特別活動・学級活動(2)】A基本的な生活習慣の形成</p> <p>個人情報の取扱いに触れる</p> <p>【特別活動・学級活動(3)】ウ主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用</p> <p>インターネットの利</p>	<p>【国語科「調べた情報を整理して書く」】I-1-(1)情報を読み取る、引用・著作権について理解する</p> <p>【道徳科「短文投稿サイトに友達達の悪口を書くこと」】III-3-(1)情報の信頼性について考える</p> <p>【道徳科2年「コントロール」】III-3-(1)友情を育てていく上で大切にしなければいけないことを考える</p>	<p>【国語科「情報を整理して書く」】I-1-(1)メディアの特徴、情報の収集、統計や調査の方法について理解する</p> <p>【道徳科2年「コントロール」】III-3-(1)友情を育てていく上で大切にしなければいけないことを考える</p>	<p>【国語科「報道文を比較して読もう」】I-1-(1)情報の信頼性やSNS等の特徴について理解する</p> <p>【道徳科「合格通知」】III-3-(1)情報を適切に取り扱い、友達と良い関係を築くことについて考える</p>
	<p>総務省「安心してインターネットを使った」サイトに</p>	<p>「みえないおともたち?」【鯉河録湯ハンタ</p> <p>「朝も昼も夜も遊びたい!」【鯉河録湯ハンタくん</p>	<p>「悪なきまぐせ」【時々迷々】</p> <p>「著作権を無断利用すると?」【著作権とは?】【クリッパ】</p>	<p>「そのニュース広めて大丈夫?」</p> <p>「その情報値じられる?」</p> <p>「表現の自由はだれが決める?」</p> <p>「フェイクニュースを見抜くには?」</p>	<p>「インターネットで情報を発信する時は?」</p> <p>「インターネットの落とし穴」</p> <p>「インターネットの落とし穴」</p>	<p>「インターネットで大丈夫?」</p> <p>「その情報値じられる?」</p> <p>「表現の自由はだれが決める?」</p> <p>「フェイクニュースを見抜くには?」</p>	<p>「インターネットで大丈夫?」</p> <p>「その情報値じられる?」</p> <p>「表現の自由はだれが決める?」</p> <p>「フェイクニュースを見抜くには?」</p>	<p>「インターネットで大丈夫?」</p> <p>「その情報値じられる?」</p> <p>「表現の自由はだれが決める?」</p> <p>「フェイクニュースを見抜くには?」</p>	<p>「インターネットで大丈夫?」</p> <p>「その情報値じられる?」</p> <p>「表現の自由はだれが決める?」</p> <p>「フェイクニュースを見抜くには?」</p>
<p>国の機関</p>	<p>NHK for School 「情報モラル」関連</p>	<p>外部 関連教材</p>	<p>外部 関連教材</p>	<p>外部 関連教材</p>	<p>外部 関連教材</p>	<p>外部 関連教材</p>	<p>外部 関連教材</p>	<p>外部 関連教材</p>	
<p>その他</p>	<p>①JPA「あなたのパスワードは大丈夫?」(YouTube)</p> <p>②JAPET & CEC「パスワード 自分大切なものを守る」【鍵】</p> <p>③JAPET & CEC「タブレットやスマートフォン?」</p> <p>④JAPET & CEC「パスワードを盗む?」</p> <p>⑤JAPET & CEC「住所や電話番号をおしえるのは慎重に」</p>	<p>①JPA「私の写真はどうある?」</p> <p>②JAPET & CEC「なん?」</p> <p>③JAPET & CEC「Webサイトの情報を活用しよう」</p> <p>④JAPET & CEC「ネットゲームにのめり込む?」</p>	<p>①IPA「私の写真はどうある?」</p> <p>②JAPET & CEC「なん?」</p> <p>③JAPET & CEC「Webサイトの情報を活用しよう」</p> <p>④JAPET & CEC「ネットゲームにのめり込む?」</p>	<p>①IPA「私の写真はどうある?」</p> <p>②JAPET & CEC「なん?」</p> <p>③JAPET & CEC「Webサイトの情報を活用しよう」</p> <p>④JAPET & CEC「ネットゲームにのめり込む?」</p>	<p>①IPA「私の写真はどうある?」</p> <p>②JAPET & CEC「なん?」</p> <p>③JAPET & CEC「Webサイトの情報を活用しよう」</p> <p>④JAPET & CEC「ネットゲームにのめり込む?」</p>	<p>①IPA「私の写真はどうある?」</p> <p>②JAPET & CEC「なん?」</p> <p>③JAPET & CEC「Webサイトの情報を活用しよう」</p> <p>④JAPET & CEC「ネットゲームにのめり込む?」</p>	<p>①IPA「私の写真はどうある?」</p> <p>②JAPET & CEC「なん?」</p> <p>③JAPET & CEC「Webサイトの情報を活用しよう」</p> <p>④JAPET & CEC「ネットゲームにのめり込む?」</p>	<p>①IPA「私の写真はどうある?」</p> <p>②JAPET & CEC「なん?」</p> <p>③JAPET & CEC「Webサイトの情報を活用しよう」</p> <p>④JAPET & CEC「ネットゲームにのめり込む?」</p>	
<p>外部 関連教材</p>	<p>①JPA「あなたのパスワードは大丈夫?」(YouTube)</p> <p>②JAPET & CEC「パスワード 自分大切なものを守る」【鍵】</p> <p>③JAPET & CEC「タブレットやスマートフォン?」</p> <p>④JAPET & CEC「パスワードを盗む?」</p> <p>⑤JAPET & CEC「住所や電話番号をおしえるのは慎重に」</p>	<p>①JPA「私の写真はどうある?」</p> <p>②JAPET & CEC「なん?」</p> <p>③JAPET & CEC「Webサイトの情報を活用しよう」</p> <p>④JAPET & CEC「ネットゲームにのめり込む?」</p>	<p>①IPA「私の写真はどうある?」</p> <p>②JAPET & CEC「なん?」</p> <p>③JAPET & CEC「Webサイトの情報を活用しよう」</p> <p>④JAPET & CEC「ネットゲームにのめり込む?」</p>	<p>①IPA「私の写真はどうある?」</p> <p>②JAPET & CEC「なん?」</p> <p>③JAPET & CEC「Webサイトの情報を活用しよう」</p> <p>④JAPET & CEC「ネットゲームにのめり込む?」</p>	<p>①IPA「私の写真はどうある?」</p> <p>②JAPET & CEC「なん?」</p> <p>③JAPET & CEC「Webサイトの情報を活用しよう」</p> <p>④JAPET & CEC「ネットゲームにのめり込む?」</p>	<p>①IPA「私の写真はどうある?」</p> <p>②JAPET & CEC「なん?」</p> <p>③JAPET & CEC「Webサイトの情報を活用しよう」</p> <p>④JAPET & CEC「ネットゲームにのめり込む?」</p>	<p>①IPA「私の写真はどうある?」</p> <p>②JAPET & CEC「なん?」</p> <p>③JAPET & CEC「Webサイトの情報を活用しよう」</p> <p>④JAPET & CEC「ネットゲームにのめり込む?」</p>		

※巻末にPDF版をダウンロードできる二次元バーコードが記載されています。

4

さまざまな機会をとらえた指導 ～ここかも表～

1. 「ここかも表」とは

情報モラルは教育は短時間でも、いろいろな場面で取り入れることができます。機会をとらえ、短時間でも工夫して指導することはとても大切です。

そこで、年間を通して情報モラル教育に関わる場面を洗い出し、「ここで、情報モラルを指導できるかも！」という発想で、「ここかも表」を作成してみました。



ここかも！

「ここかも表」の特徴

- 学校種を限定せず、多く取り組まれているような教育活動を抽出
- 指導する対象と内容をピックアップ
- 5分から10分の指導を想定
- 指導性の強いものだけでなく、デジタル・シティズンシップの考え方を意識

想定される活用例

- 学校行事等
年間指導計画や学習単元に組み入れて活用
- 保護者
懇談会、学年だより・学校だよりで活用
- 教職員
校内研修や会議・打合せの際に確認
- 児童生徒
児童会や生徒会活動、子どもたちの自主的な活動、地域や外部とつながる活動で配慮する点の確認



ここかも表

No.	行事などの指導機会	対象	指導内容や保護者への案内	分野
1	入学式・卒業式	児童生徒 保護者	・個人情報の取扱い(式の撮影マナー、ネットへのアップロード不可)	情報セキュリティ・個人情報
2	登下校指導	児童生徒 保護者	・個人情報の保護(友達の名前や、家の場所・電話番号を聞かれても答えない)	情報セキュリティ・個人情報
3	学級・学年開き	児童生徒	・学校の端末利用ルール ・アカウント利用ルール、パスワードの管理 ・無断で他人のアカウントの使用不可 ・故障・紛失等トラブルシュート	情報モラル教育 情報セキュリティ・個人情報
4	授業開始 「GIGA開き」	児童生徒	・各授業システムで利用できる情報、共有範囲 ・健康・心理面について(利用する時間、明るさ、姿勢) ・インターネットの特徴 ・ICTを活用してみんなの役に立つことを考えよう ・ICTを活用してみんなを喜ばせるような取組を考えよう	情報モラル教育 情報セキュリティ・個人情報 デジタル・シティズンシップ
5	給食指導	児童生徒	・個人情報の取扱い(食べ物アレルギーなど)	個人情報
6	個人情報文書の扱い	児童生徒 保護者	・個人情報の取扱い(自分のものであるか確認。内容を他人に見せない。忘れずに持ち帰り保護者に届ける。)	情報セキュリティ・個人情報
7	個人情報の許諾	児童生徒 保護者	・学校ホームページへの写真掲載にあたっての、個人情報利用の許諾について	情報セキュリティ・個人情報
8	授業参観 学級・学年懇談会	児童生徒 保護者	・写真や動画等の取扱い ・家庭での情報モラル指導について	情報セキュリティ・個人情報 インターネット・SNS
9	学校説明会	保護者	・ICTを活用した教育活動 ・情報モラル教育の取組 ・ICTを活用した家庭との連絡手段 ・端末やGoogleアカウントの取扱い	情報モラル 情報セキュリティ・個人情報 インターネット・SNS デジタル・シティズンシップ
10	学力調査	児童生徒	・個人情報の取扱い(自他児童のアカウント情報、入力内容、成績など)	情報セキュリティ・個人情報
11	部活動等 連絡手段	児童生徒	・電話番号、アドレスなどの個人情報の取り扱いについて	情報セキュリティ・個人情報
12	健康診断 スポーツテスト	児童生徒	・個人情報の取扱い(身長、体重など)	情報セキュリティ・個人情報
13	GW等連休前	児童生徒	・誹謗・中傷の禁止。法に触れる場合あり。 ・休み期間中の撮影、アップロードなど肖像権や個人情報の取り扱いについて	インターネット・SNS 情報セキュリティ・個人情報
14	運動会 体育祭	児童生徒	・授業目的での楽曲等の著作物の使用 ・SNS等への無断掲載不可 ・ICTを活用してみんなの役に立つことを考えよう ・ICTを活用してみんなを喜ばせるような取組を考えよう	情報セキュリティ・個人情報 デジタル・シティズンシップ
15	運動会 体育祭	児童生徒 保護者	・活動の様子の撮影マナー、SNS等への無断掲載不可	情報セキュリティ・個人情報
16	校外学習 自然教室	児童生徒	・個人情報の取扱い(参加確認、プライバシー) ・撮影マナー、取材ルールについて	情報セキュリティ・個人情報
17	修学旅行	児童生徒	・ネットを使った調査と情報の取扱い ・個人情報の取扱い(参加確認、プライバシー) ・端末利用、撮影のマナー	情報モラル教育 個人情報
18	職場体験	児童生徒	・会社で見たり、得たりした情報の取り扱いについて(漏洩など) ・職場の撮影と、写真や職場に関するデータの取り扱いについて ・情報や情報の技術が社会でどのように役立っているのだろうか	情報モラル教育 デジタル・シティズンシップ

ここかも表とは

No.	行事などの指導機会	対象	指導内容や保護者への案内	分野
19	個人面談 ・三者面談	児童生徒 保護者	・インターネットを通じたトラブルに巻き込まれない ・心身ともに安全・安心なネットの利用について	インターネット・SNS 情報セキュリティ・個人情報
20	長期休み前の事前指導	児童生徒	・インターネットを通じたトラブルに巻き込まれないために、 もし危険に遭遇した場合の対応について ・心身ともに安全・安心なネットの利用について ・誹謗・中傷の禁止。法に触れる場合あり	情報モラル教育
21	長期休み (夏・冬・春)	保護者	・インターネットを通じたトラブルに巻き込まれないために、 もし危険に遭遇した場合の対応について ・心身ともに安全・安心なネット利用 ・端末やアカウント利用に関する保護者の監督義務	インターネット・SNS 情報モラル教育
22	長期休み (夏・冬・春)	児童生徒	・夏休みの宿題・課題に関して、盗用・剽窃をしない ・場所や状況を踏まえた撮影、記録 ・ICTを活用してみんなの役に立つことを考えよう ・ICTを活用してみんなを喜ばせるような取組を考えよう	情報モラル教育 デジタル・シティズンシップ
23	音楽会 合唱コンクール	児童生徒 保護者	・楽曲等の著作物の使用 ・活動の様子の撮影マナー、SNS等への無断掲載不可	著作権
24	音楽会 合唱コンクール	児童生徒	・活動の様子の撮影マナー、SNS等への無断掲載不可 ・ICTを活用してみんなの役に立つことを考えよう ・ICTを活用してみんなを喜ばせるような取組を考えよう	情報モラル教育 デジタル・シティズンシップ
25	あゆみ・成績表配付	児童生徒	・個人情報の取扱い(自分のものであるか確認。内容を他人に見せない。忘れずに持ち帰り保護者に届ける。)	情報セキュリティ・個人情報
26	学習発表会 文化祭	児童生徒 保護者	・素材・イラスト、楽曲等の著作物の使用 ・活動の様子の撮影マナーとSNS等への無断掲載をしない	著作権 インターネット・SNS ほか
27	学習発表会 文化祭	児童生徒	・ICTを活用してみんなの役に立つことを考えよう ・ICTを活用してみんなを喜ばせるような取組を考えよう	デジタル・シティズンシップ
28	地域・PTA行事	児童生徒	・ICTを活用して地域の役に立つことを考えよう ・ICTを活用してみんなを喜ばせるような取組を考えよう	デジタル・シティズンシップ
29	学校公開日	保護者	・個人情報の取扱い(式の撮影やネットへのアップロード不可)	情報セキュリティ・個人情報
30	生徒会選挙	生徒	・ICTを活用してみんなの役に立つような取組を考えよう ・発信した情報に責任をもつ	情報セキュリティ・個人情報 デジタル・シティズンシップ
31	学校生活アンケート	児童生徒	・他人のアカウントを使用しない ・他人の入力情報を盗み見しない	情報セキュリティ・個人情報
32	学校評価アンケート	保護者	・保護者本人が入力したことを示す方法(児童生徒アカウントの 利用は避ける)	情報セキュリティ・個人情報
33	卒業アルバム文集 制作物	教師 保護者	・個人情報の取扱い ・素材・イラスト、楽曲等の著作物の使用	情報セキュリティ・個人情報 著作権

学校・教職員対象項目

No.	行事などの指導機会	対象	指導内容や保護者への案内	分野
34	学校HP	学校	・素材・イラスト、楽曲等の著作物の使用 ・情報公開基準に合っているか(個人情報は掲載しない 等)	情報セキュリティ・個人情報 著作権
35	配付物(学校便り)	学校	・素材・イラスト、楽曲等の著作物の使用 ・情報公開基準に合っているか(個人情報は掲載しない 等)	情報セキュリティ・個人情報
36	掲示物	学校	・利用するイラストや写真の著作権について	著作権
37	オンライン配信	学校	・運用要綱に合っているか ・配信環境に映り込みはないか ・授業目的での著作物の使用	情報セキュリティ・個人情報 著作権
38	校内放送	学校	・校内放送の音源と著作権について(校内放送は「営利を 目的としない上映等」にあたるため許諾は不要)	著作権

指導計画及びここかも表 関連教材・サイト

<p>情報モラル教育</p>	<p>文部科学省 情報化社会の新たな問題を考えるための教材 情報化の進展に伴う新たな問題に対応するための動画教材</p> <p>情報処理推進機構IPA: 情報モラル情報セキュリティ教材 家庭学習を行う児童・生徒用に無料オンライン学習ツールや、学齢に応じたパワーポイント教材をダウンロード可能</p> <p>情報モラル教材ポータル「ネット社会の歩き方」 ・幼、小学生、中、高生向けの情報モラル動画教材 ・ネットショッピングやSNSの疑似体験教材</p> <p>NHK for School キーワード「情報モラル」/教科と連携して使用できる動画教材</p>	   
<p>情報セキュリティ</p>	<p>総務省 国民のためのサイバーセキュリティサイト 全ての国民の為のサイバーセキュリティ対策を講じるための基本となる情報</p>	
<p>インターネットに関するトラブル</p>	<p>総務省 インターネットトラブル事例集 インターネットトラブルの実例を挙げ、その予防法と対処法を紹介。解説や予防法の他、指導案も公開されている。</p>	
<p>保護者向け資料</p>	<p>内閣府 ネットの危険から子供を守るために 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるよう様々な普及啓発活動用資料</p> <p>経済産業省 インターネット利用に当たっての成長段階ごとの注意事項 「インターネット利用に当たっての成長段階ごとの注意事項」 ・未就学児の保護者の方へ ・小学生の保護者の方へ ・中学生の保護者の方へ ・高校生の保護者の方へ</p>	 
<p>人権</p>	<p>法務省 インターネットと人権 インターネットを悪用した人権侵害をなくすために広報啓発活動</p>	
<p>著作権</p>	<p>文化庁 はじめて学ぶ著作権 著作権法の知識がなくても、著作権がどのような物か理解できることを目標とした、みんなで考える素材集</p>	
<p>デジタル・シティズンシップ</p>	<p>GIGAスクール時代のテクノロジーとメディア～デジタル・シティズンシップから考える創造活動と学びの社会化 デジタル・シティズンシップを子どもたちと学ぶための動画教材</p>	

5

よくある質問

Q. 教員が授業で使うために、教科書の文章や資料をGドライブやロイロの資料箱などにアップして、児童生徒が閲覧できるようにしてもよいでしょうか。

A. 可能です。

ただし、以下の点に気をつけてください。

○格納するクラウドサーバが児童生徒のみが閲覧できるようにしてあること。

○教科書の掲載資料であること。

教育委員会は授業目的公衆送信補償金等管理協会(以下、SARTRAS)に対して無償・無許諾で利用できるよう補償金を支払っています。このため国内外のすべての著作物について、授業に必要と認められる範囲において利用できます。

【参考】補償金制度利用に関するFAQ

<https://sartras.or.jp/faqs>

Q. 教員が研修で使うために、教科書の文章や資料のデータを複製してオンラインで配布または閲覧できるようにしてよいでしょうか。

A. 許諾が必要です。

ただし、教育センターが主催する研修については、SARTRASへの申請の範囲で無許諾で利用が可能です。

【参考】『著作権ハンドブック 先生、勝手にコピーしちゃダメ』宮武久佳/大塚大(東京書籍)

Q. 教員が、在宅学習の児童生徒のために、教科書や教科書に使われている画像などを用いた授業をオンライン配信するときに、著作権者等の許諾は必要ですか？

A. 許諾を得る必要はありません。

授業で使用する場合と条件は同じです。

Q. ホームページにフリーの画像素材を使いたいのですが、気をつけることはありますか。

A. インターネットでダウンロードした素材をホームページに利用する際、注意が必要です。フリーをうたっている場合でも、実際に利用するときには利用条件や規約が規定されている場合があります。また、有料サイトから集めた画像をフリー素材集としてサイトに掲載しているケースもあります。著作権者がはっきりしているものや、購入した画像のように利用許諾が確実にとれている画像を使うようにしてください。

【参考】JAPET&CEC「図解でわかる 情報とネット社会のしくみ」

Q. 児童生徒の授業中の作品をホームページに載せようと思うのですが、児童生徒の作品にも著作権はありますか？

A. 児童生徒の作品にも著作権があります。

児童生徒の作品をホームページに載せる場合は、作成した児童生徒の許諾を得る必要があります。

教室全体を撮影したときに掲示された作品が映り込んだなど、その作品を主としない映り込みに関しては、基本的に許諾の必要はありません。ただし、個人の名称などが映り込んでいた場合は、名前が判別できないように加工するようにし、個人情報そのままホームページに掲載されないように注意してください。

Q. 文化祭などで、演劇の上映、音楽の演奏を行う場合、著作権者の許諾を得る必要がありますか。

A. 以下の条件を満たすのであれば、改めて著作権者の許諾を得る必要はありません。

1. その上演又は演奏等が営利を目的としていないこと
2. 聴衆又は観客から鑑賞のための料金を取らないこと
3. 演奏したり、演じたりする者に報酬が支払われないこと

ただし、演劇に使う脚本のコピーや楽譜のコピーについては、無断でコピーできない場合がありますので、発行会社に確認してください。

【参考】文化庁「はじめて学ぶ著作権」

Q. 学校外でタブレットを利用するときに、気を付けることはありますか？

A. 置き忘れや盗難、盗み見などに注意してください。

学校外に持ち出す場合、タブレットを置いたまま席を離れないこと、パスワードなどのセキュリティという観点において重要な情報を入力するときに、背後や横から盗み見られることのないように注意してください。

また、情報漏洩という観点では、公衆の場での会話が録音されていた、USBメモリーやプリントなどを置き忘れてしまったなどのセキュリティ事故も発生しています。公衆の場では話す内容に気をつけたり、個人情報を持ち出したりしないなど、注意を払うようにしてください。

Q. あるサイトに、学校や教員の悪口を掲載されてしまいました。削除してもらうにはどうしたらよいですか。

A. 以下に、基本的な対応手順を記載します。

- ① URLや掲載情報、日時などの証拠を画面キャプチャなどで保存する
- ② 被害によってどう困っているかをまとめる
- ③ 手段の検討と教育委員会事務局(以下「事務局」)への第一報(必要に応じて)

A 掲載した本人に削除を依頼する

B ネットサービス事業者に対して、削除措置の要請をする。ただし、ネットサービス事業者のサービス方針によって対応が異なり、要求通りにならない場合もある。権利侵害案件(名誉棄損 等)に関してはプロバイダ責任制限法に基づく送信防止措置の手続きがガイドライン化されている

C その他専門機関

例)「セーフライン」<https://www.safe-line.jp/>

ネット上の誹謗中傷の被害にあったり、見つけたりした際の相談サイト



【参考】「セーフライン」では、ガイドラインで定められている情報のうち、ネットの誹謗中傷以外にも、児童生徒の深刻な被害をもたらす情報(児童ポルノ、虐待、いじめ等)について通報を受け付け、削除依頼を実施しています。

Q. 学校外でタブレットを利用するときに、公共の施設などの公衆Wi-Fiを利用しようと思っています。注意することはありますか。

A. 安全な回線なのかを確認してください。

公衆のWi-Fiを使う場合、そのアクセスポイントが信頼できる管理者が設置したものかを確認するようにしてください。そこで見えるアクセスポイント(SSID)は施設の管理者が設置した公衆Wi-Fiとは限りません。

正確なSSID、パスワードを確認して、そのアクセスポイントのみに接続するようにしてください。公衆Wi-Fiのふりをしたアクセスポイントに接続してしまうと、キーボードの入力内容を盗み見られるなどの被害にあう場合があります。

Q. 子どもがフィルタリングを回避して、推奨されていないサイトを閲覧することがあるのですが、どうしたらよいでしょうか。

A. 日ごろの情報モラル教育が重要です。

子どもが利用する学校配付の端末については、十分に検討した上でフィルタリングなどのセキュリティ設定を行っております。十分にフィルタリングなどの設定をしても、教員が知らない場面でフィルタリングを回避しようとしたり、回避してしまったりするケースも想定されます。そのため、もし子どもが推奨されていないサイトを見ていたことが発覚した場合や、どのようにフィルタリングを回避しているかわかった場合は、事務局にご相談ください。

また、学校配付端末は学習目的で使用するものであり、セキュリティ設定は子どもたち自身を守るために設定されていることなどを、日ごろから情報モラル教育などを通じて伝えていくことが重要です。



悪ふざけ動画が大問題 ～情報・コミュニケーションの特性～

悪ふざけ動画がSNSを通じて拡散し、迷惑動画となり、お店や会社に大きな損害を与え、社会問題になりました。迷惑行為自体は許されるものではありません。とは言え、なぜ影響が大きく広がり、そうしたケースが後を絶たないのでしょうか。

情報・コミュニケーションに関わる 3 つの特性

①メディアがもつ特性 ②情報自体がもつ特性 ③人間自体がもつ特性

ネット上で拡散した情報は完全に消すことはできません。しかも自分の意図しない加工がされ独り歩きする場合があります。特にSNSやWebサイトを使って情報を「共有」する場合は、「公開されている情報」であることをよく認識する必要があります。インターネットに限らず、新聞やテレビ、電話、手紙といった「メディアが持つ特性」を理解する必要があります。

例えば、メールの文字情報で情報発信する場合、発信者の意図を受信者に完璧に伝えることは極めて難しいとされています(非対称性)。伝えたい情報を文字という記号に変換しますが、変換できない非言語の部分(発信者のおかれている環境、文脈、など)が伝わりにくいからです。そして、受け取る側には、文字情報から情報をどう読み取るかも受け手側の読み取り方や思考に影響します。

人は悪いことをしているという噂のある人を、正義感から徹底的に攻撃するといった行動があるそうです。ネット上で攻撃的になりがちな人たちが、悪ふざけでも迷惑行為を追及し、当事者の素性を特定して攻撃するいわゆる「ネットリンチ」も問題です。こうした「人間自体が持つ特性」は他にもあり、ネット上でコミュニケーションをとる際には注意しなくてはならないでしょう。

常時ネット接続が可能になったからこそ、情報・コミュニケーションの特性について、発達段階にあわせて、子どもたちと一緒に考えてみてはいかがでしょうか。

インターネット上への情報公開で気を付けること

- 不特定多数の人に見られ、自分たちだけが見て楽しむものではないこと
- 匿名で投稿しても、あらゆる情報がつながり実名が発覚することがあること
- 一度拡散した情報は消せないこと (デジタルタトゥー)



- 情報モラル関連資料
・横浜市情報モラル教育指導計画(例)
- 情報活用能力関連資料
- 端末持ち帰り関連資料 ※各校から頂いたデータ



参考文献

- 「インターネットトラブル事例集(2022年度版)」総務省
- 「SNS東京ノート 活用の手引」東京都教育委員会
- 「5分でわかる 情報教育Q&A 第15版」川崎市総合教育センター、情報・視聴覚センター
- ネット社会の歩き方 学習図鑑シリーズ「図解でわかる 情報とネット社会のしくみ(GIGAスクール構想対応パッケージ)」(一社)日本教育情報化振興会
- ネット社会の歩き方 学習図鑑シリーズ「図解でわかる 情報とネット社会のしくみ」(一社)日本教育情報化振興会
- 「例題80でしっかり学ぶ メディアリテラシー 標準テキスト」定平誠 技術評論社
- 「やさしくわかる デジタル時代の著作権(1基本編)」山本光・松下孝太郎 技術評論社
- 「やさしくわかる デジタル時代の著作権(2学校編)」山本光・松下孝太郎 技術評論社

協力

○端末持ち帰り試行校(令和4年度)

各校作成の資料、情報モラル教育実践事例、関連資料の提供を頂きました。

<小学校>

あざみ野第二小学校
今宿小学校
荏田南小学校
鴨志田緑小学校
獅子ヶ谷小学校
下末吉小学校
下野庭小学校
大正小学校

滝頭小学校
茅ヶ崎台小学校
名瀬小学校
本郷台小学校
蒔田小学校
みなとみらい本町小学校
山田小学校

<中学校>

老松中学校
鴨志田中学校
菅田中学校
矢向中学校

五十音順



情報モラルサポートブック
初版 令和5年4月発行

協力 株式会社 教育ネット
〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央21-4 第6セキビル502

発行 横浜市教育委員会事務局 小中学校企画課情報教育担当
〒220-0022 横浜市西区花咲町6-145 横浜花咲ビル

